

医政地発 1223 第 1 号
医政看発 1223 第 1 号
令和 7 年 12 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局看護課長
（ 公 印 省 略 ）

災害支援ナース活動要領の一部改正について

平素より、災害・感染症医療対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 7 年 4 月より、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（※ 1）が刷新され、災害支援ナースにおいても活用可能とされたことを受け、「災害支援ナース活動要領について」（令和 6 年 3 月 29 日医政地発第 0329 第 3 号・医政看発 0329 第 1 号）の別添「災害支援ナース活動要領」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとします。主な改正の内容は下記のとおりです。貴職におかれては、改正内容を御了知いただくとともに、都道府県看護協会とも連携し貴管下の災害支援ナースが所属する医療機関等に周知をお願いします。

（※ 1）被災地での迅速かつ適切な医療・救護が可能となるよう、厚生労働省や都道府県、医療機関、DMAT 等の医療チームとの間で情報共有を行うためのシステム

記

（主な改正事項）

① 災害支援ナースのリストを EMIS で整備・管理することを規定。（※ 2）

（※ 2）円滑な派遣調整のためには登録情報を最新に保つことが重要であるため、協定締結施設及び同施設に所属する災害支援ナースに対して、都道府県は、都道府県看護協会に協力して、情報更新の定期的な促しをお願いします。

② 平時における対応として、下記の通り規定。

- （1）都道府県は、協定締結施設のリストを整備し厚生労働省に登録すること
- （2）災害支援ナースの所属施設は、EMIS 登録・変更に必要な情報等を都道府県へ報告すること
- （3）災害支援ナースは、登録内容に変更が生じた時点で、EMIS 上の情報を更新すること

災害支援ナース活動要領

令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 12 月 23 日（一部改正）

1. 総則

（1）本要領の位置付け

本要領は、大規模自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時（以下「災害等発生時」という。）に、次項に規定する災害支援ナースを派遣し、大規模自然災害が発生した地域や新興感染症がまん延した地域（以下「被災地等」という。）のニーズに応じて柔軟に、災害支援ナースの活動を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。

なお、本要領は、災害支援ナースの運用等の基本的な事項について定めるものであり、都道府県、日本赤十字社等の自発的な活動や相互の応援を制限するものではない。

（2）災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（以下「看護支援活動」という。）を行う看護職員のことであり、厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称である。

災害支援ナースは、都道府県と災害支援ナースが所属する施設（病院、診療所、訪問看護事業所、助産所や都道府県看護協会等（以下「所属施設」という。）との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。

（3）運用の基本方針

- ① 厚生労働省医政局は、災害支援ナースの活動要領を策定するとともに、研修・訓練等を実施すること及び災害支援ナースに登録することにより、災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。
- ② 厚生労働省医政局は、研修・訓練の企画・実施及び災害支援ナースの登録・管理、都道府県外派遣調整等に係る業務を実施する。

なお、厚生労働省医政局は、これらの業務を日本看護協会に委託する

ことができる。

- ③ 都道府県は、管内の災害支援ナースの確保を図るとともに、研修・訓練の実施により、管内の災害支援ナースの質の維持及び向上を図ることとする。

- ④ 都道府県は、災害支援ナースの都道府県内派遣調整に係る業務を実施することとする。また、災害支援ナースの活動に必要な支援を行う。

なお、都道府県は、これらの業務を都道府県看護協会に委託することができる。

- ⑤ 都道府県は、大規模自然災害の発生時に、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」（令和 7 年 3 月 31 日付け科発 0331 第 10 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）に基づき設置される保健医療福祉調整本部において、管内等で活動するすべての災害支援ナースを指揮し、統括する。

また、都道府県看護協会は、都道府県において、災害対策本部及び保健医療福祉調整本部が設置された場合には、原則としてこれらに参画する。

（４）災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナースは、まずは被災地等が属する都道府県（以下単に「被災都道府県」という。）内で活動すること（以下「都道府県内派遣」という。）が基本となるが、災害等発生時において都道府県を越えた協力が必要な場合には、他の都道府県において活動すること（以下「都道府県外派遣」という。）がある。

2. 災害支援ナースの登録等

- （１）厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者を災害支援ナースとして登録する。

- （２）厚生労働省医政局は、災害支援ナースのうち、令和 5 年度以降に災害支援ナース養成研修を修了した者であって、医療法第 30 条の 12 の 2 に定める業務に従事する旨の承諾をした者の申請により、当該者を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医療業務従事者」をいう。以下同じ。）として登録する。

- （３）災害支援ナースのリスト整備

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修を修了した者の情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」）に連携・登録するとともに、EMISにおいて登録された災害支援ナースのリストを整備・管理する。

また、都道府県は、EMISに登録された災害支援ナースのリストを必要に応じて閲覧することができる。

3. 平時における対応

（1）協定の締結

都道府県は、所属施設と災害支援ナースの派遣に関する協定書を締結する。また、都道府県は、協定書を締結した施設のリストを整備し、厚生労働省医政局に登録する。登録の変更があった際は、都度申請する。

厚生労働省医政局は、登録されたリストを基に、EMISに登録されている所属施設等の情報を必要に応じて更新する。

なお、所属する施設がない災害支援ナースを派遣する場合には、地域の実情に応じて、都道府県が災害支援ナースを直接雇用すること又は都道府県看護協会が災害支援ナースを雇用した上で、都道府県と都道府県看護協会が協定を締結することにより、派遣を行うことができる。

（2）事故補償への対応

都道府県は、看護支援活動中（出発地と被災地等との移動を含む。）の事故等に対応するための傷害保険に加入する。

また、災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入することが望ましい。

（3）災害支援ナース派遣体制の整備

所属施設は、協定に基づき、派遣時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に、平時から努めることとし、自施設のEMIS登録・変更に必要な情報等を都道府県へ報告する。

（4）災害支援ナース養成研修等の実施

① 災害支援ナース養成研修等の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース養成研修、企画・指導者研修等を実施し、研修修了者のリストを整備・管理する。

また、都道府県看護協会は、災害支援ナース養成研修における集合研修を実施し、研修修了者に係る情報を都道府県及び厚生労働省医政局に提供する。

② 災害支援ナース派遣調整訓練の実施

厚生労働省医政局は、災害支援ナース及びその所属施設との災害支援ナース派遣調整訓練を年1回以上実施し、災害支援ナース派遣調整の評価及び見直しを行う。

③ 災害支援ナースの登録更新

厚生労働省医政局は、災害支援ナースの登録更新を5年ごとに行う。ただし、年度途中で災害支援ナースとして登録された場合は、登録された当該年度及びその後4年間を、災害支援ナースとしての登録有効期間とする。

災害支援ナースは、登録有効期間において、更新を目的として厚生労働省医政局が実施する研修に1回以上参加する。登録有効期間内に当該研修に参加しなかった場合は、更新されないものとする。

災害支援ナースは、登録内容に変更が生じた時点で、EMIS上の情報を更新する。

④ 関係機関等との情報共有・連携強化

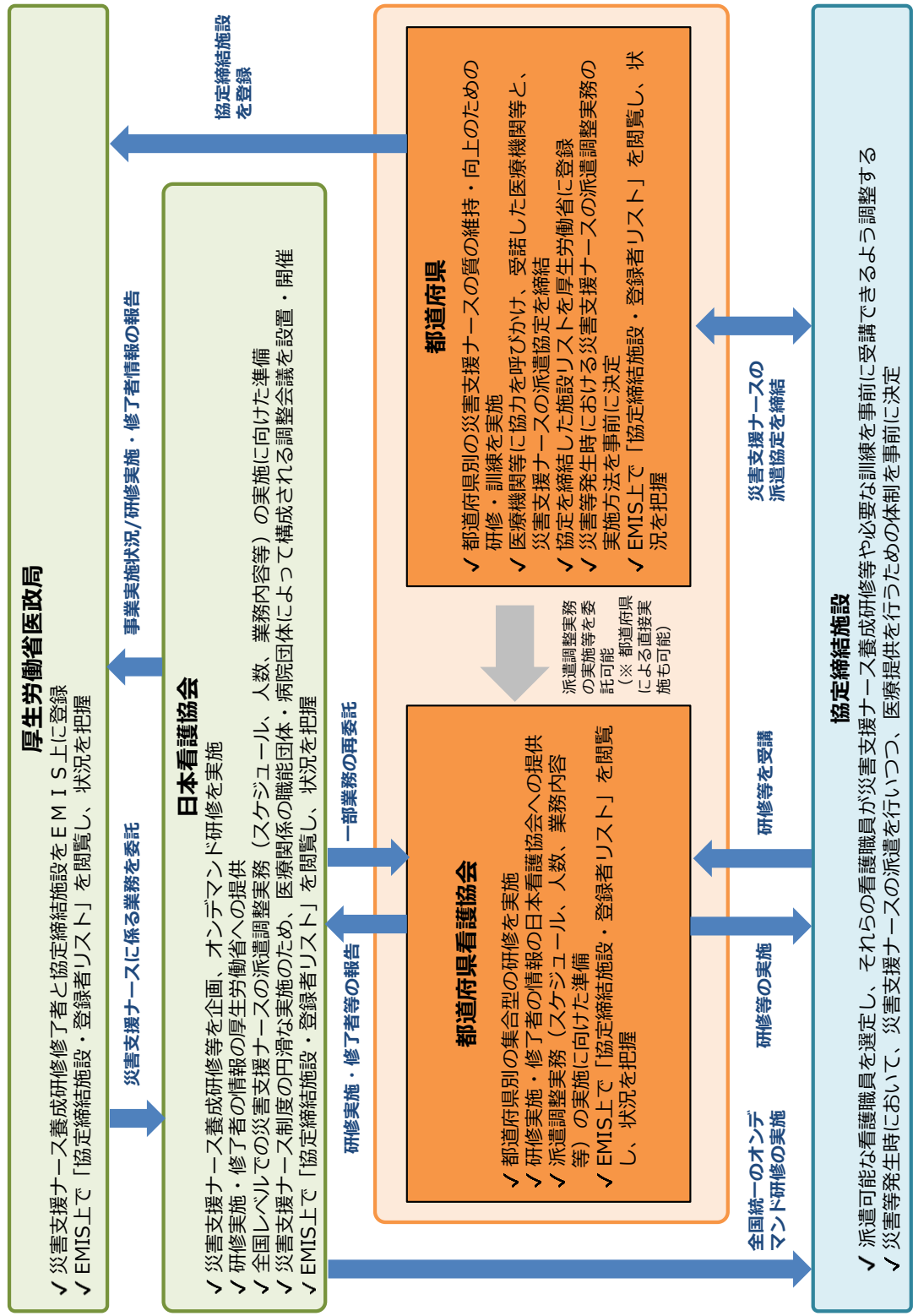
厚生労働省医政局は、災害支援ナースの派遣の調整業務を行う都道府県の派遣調整実施窓口の情報を把握する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、平時より緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

⑤ その他

厚生労働省医政局及び日本看護協会は、その他、災害等発生時の支援体制を整え、災害支援ナースが、円滑な看護支援活動を行うために必要な事業を行う。

災害支援ナースの派遣の仕組み①：平時の体制整備



4. 災害等発生時の対応

(1) 情報収集と共有

都道府県は、大規模自然災害が発生した又は新興感染症が発生・まん延した場合、被災地域の災害の概況、被災都道府県内における災害支援ナース派遣状況、看護支援ニーズ・支援要請の有無等（以下「被災状況等」という。）を収集し、厚生労働省医政局に報告する。

日本看護協会は危機対策本部を設置し、あらゆる媒体を活用した情報収集を行う。また、都道府県看護協会から報告された被災状況等について情報を集約し、厚生労働省医政局に報告する。

災害支援ナースを派遣した協定締結施設または災害支援ナースは、派遣に関する状況や被災地における活動状況を、EMISに入力する。さらに、災害支援ナースの活動状況に応じて適宜EMISの入力情報を更新する。

厚生労働省医政局、日本看護協会、都道府県及び都道府県看護協会は、緊密に情報を共有し、連携の強化に努める。

(2) 災害支援ナース派遣手順

災害支援ナースの派遣に関する手順は以下を原則とする。

① 都道府県内の派遣の場合

- イ 被災都道府県は、災害支援ナースの派遣の必要性を検討する。
- ロ 被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）、活動場所、必要な人数、期間、活動内容等を決定する。
- ハ 被災都道府県は、速やかに協定締結施設に派遣を要請し、派遣調整を行う。
- ニ 災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

② 都道府県外派遣の場合

- イ 被災都道府県は、都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請することができる。都道府県間での調整が整わないときは、被災都道府県は厚生労働省医政局に対して派遣

調整を要請することができる。この場合、厚生労働省医政局は、都道府県外派遣調整に係る総合調整を行う。厚生労働省医政局から連絡を受けた日本看護協会は、災害支援ナースの活動内容、活動場所、派遣スケジュール等について、他の都道府県と調整し、決定する。

ロ 災害支援ナースを派遣する都道府県は、被災都道府県への派遣を受諾し、速やかに協定締結施設に派遣を要請する。

ハ 被災都道府県は、災害支援ナースの活動地域（市町村）・活動場所を決定し、必要な人数、期間、活動内容等についての情報を厚生労働省医政局に提供する。

ニ 災害支援ナースの活動の終了時期は、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が決定する。

なお、災害支援ナースの派遣の要請や終了については、被災都道府県は都道府県看護協会と協議のうえ、決定することができる。

（３）災害支援ナースの活動

① 大規模自然災害発生時の対応

イ 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、原則として、被災者の救助・救出に係る時期を脱した後、被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後３日以降から１か月間程度）を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた３泊４日とする。

ロ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ 活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）を遵守し、看護支援活動を行う。

② 新興感染症発生・まん延時の対応

イ 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの新興感染症・まん延地域での活動時期は、原則として、移動期間を含めた２週間程度を目安とする。なお、必要に

応じて通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に含めることとする。

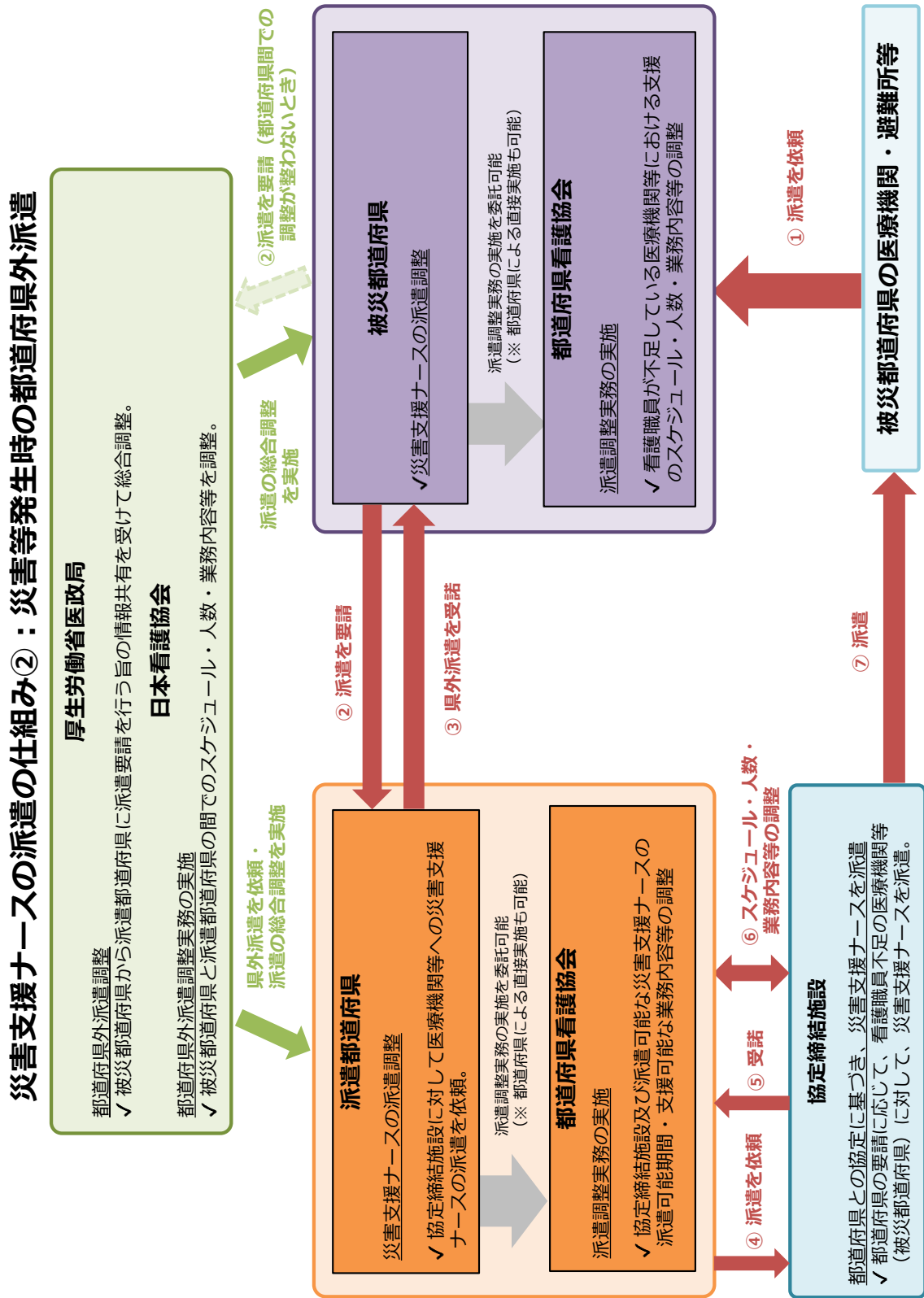
ロ 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、新興感染症の拡大・まん延により看護職員の支援が必要な医療機関、社会福祉施設及び宿泊療養施設を優先する。また、活動場所までは、原則として公共交通機関を利用して移動する。

ハ 活動内容

災害支援ナースは、保健師助産師看護師法を遵守し、看護支援活動を行う。

図2：災害支援ナース派遣の仕組み（災害等発生時の対応）



5. 費用の支弁

(1) 原則

災害支援ナースの活動に要した費用は、都道府県と所属施設との協定に基づき、災害支援ナースの派遣を要請した都道府県が支弁する。

(2) 災害救助法に基づく費用支弁

① 災害支援ナースの活動が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条の規定による救助であると認められた場合、被災都道府県の災害支援ナースの派遣要請を受けた都道府県は、同法第20条第1項の規定に基づき、被災都道府県に求償することができる。

② ①に基づき、災害支援ナースの活動に要した費用を求償された被災都道府県は、求償した都道府県に対して、同法第18条により費用を支弁する。ただし、同法第20条第2項の規定に基づき、国に支弁を要請することができる。

(3) 感染症法に基づく費用支弁

新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3の規定に基づく医療措置協定を締結した病院、診療所又は訪問看護事業所が災害支援ナースを派遣した場合には、同法第58条の規定により、都道府県が支弁するものとし、当該支弁した費用について、同法第62条の規定により国が補助するものとする。